

## 新市建設計画策定方針

市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する市町村建設計画(以下「新市建設計画」という。)については、概ね次のような策定方針で臨むものとする。

1. 新市建設計画は、両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村の合併後の新市を建設して行くための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、10市町村の速やかな一体化を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上を図ろうとするものである。

なお、新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

2. 新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成するものとする。
3. 新市建設計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成16年度から平成25年度までの10年間に係るものとし、平成16年度から平成20年度までの5年間を前期計画、平成21年度から平成25年度までの5年間を後期計画とする。

ただし、具体的施策については、前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画分の具体的施策及び概算事業費、財政計画については、適正な時期に見直しを行うものとする。

4. 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
5. 新市建設の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとする。
6. 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次整備していくものとする。
7. 新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう、健全な財政運営に努めるものとする。